

フィリピン社会における「社会的盗賊」に関する考察 ——日本占領末期より戦後復興期にかけてのゲリラ、ギャングの活動を中心に——

荒 哲*

Social Banditry in Philippine Society: With Special Reference to Guerrillas and Gang Activities from the Late Japanese Occupation to the Reconstruction Period

ARA Satoshi*

Abstract

This article reinterprets the emergence and proliferation of violence in the Philippines from the late Japanese occupation to the postwar reconstruction period by shifting attention from state-resistance narratives to the social-historical dynamics of a state power vacuum and failed disarmament. Rather than treating “the masses” as a uniform category, the study examines specific non-elite actors—former guerrilla members, urban lower-class gangs, and vigilante groups—whose social positions differed from ordinary residents and who became central agents of violence. Eric Hobsbawm’s concept of “social banditry” is employed as a heuristic to understand how such actors emerged amid abrupt wartime disruptions. The analysis draws on National Archives military documents in the U.S., People’s Court records in the Philippines, and field interviews in Manila.

Two findings are significant. First, wartime and post-liberation failures to recover weapons facilitated the dispersion of firearms among non-state actors, enabling guerrilla factions to devolve into predatory formations in provincial areas and supporting the rise of gangs in metropolitan Manila, where diversion of U.S. military materiel intensified criminal activity. Second, these developments reveal forms of violence not adequately explained by nationalist or ideological frameworks: they were often opportunistic, redistributive, and locally embedded, sometimes acquiring “Robin Hood” overtones while simultaneously victimizing residents. Nicasio Salonga, also known as Asiong, was one of them.

The article contributes by: 1) reframing postwar violence as a social phenomenon rooted in structural failures; 2) demonstrating, through primary sources, how weapons circulated and violence became routine;

* 大月短期大学；Ohtsuki City College, 1-16-2 Mitachi, Otsuki-shi, Yamanashi 401-0012, Japan; 京都大学東南アジア地域研究研究所連携教授；Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University
e-mail: ara@ohtsuki.ac.jp
DOI: 10.20495/tak.26001

2026 年 3 月 19 日 掲載決定, 2026 年 7 月 7 日 J-STAGE 早期公開

3) recovering forms of coercion marginalized by heroic guerrilla narratives; and 4) integrating urban and provincial trajectories into a unified account of wartime-to-postwar transformation. While source limitations prevent full examination of continuities with contemporary violence, the study offers an essential historical frame for understanding persistent insecurity in current Philippine society.

Keywords: Japanese occupation, social banditry, dispersion of firearms, guerrillas, gangs, vigilante groups

キーワード：日本占領，社会的盗賊，火器の定着，ゲリラ，ギャング，自警団

はじめに

1. フィリピン史における暴力研究の意義と本稿の目的

本稿は、フィリピンにおける日本占領末期から戦後復興期にかけて、国家権力の空白と武装解除の失敗が生み出した暴力を、抗日ゲリラ並びにギャングの活動を通じて検討し、その歴史の意味を明らかにすることを目的とする。

なぜ私たちは、フィリピンのような発展途上国の暴力について追究しなければならないのでしょうか。その問いかけの背景には、発展途上国の歴史が植民地勢力に対抗する当該国住民たちによる抵抗と暴力に染められた歴史である点が挙げられる。フィリピンでは、従来から頻発している政治暴力以外にも異民族間紛争、異なった宗教観の軋轢やテロ、住民同士の不和や麻薬取引をめぐる暴力、銀行強盗、タクシー強盗等、実に様々な暴力が当該諸国の治安の不安定さの背景となっている。私たちは、どのようにして暴力の源流を歴史的に遡及していけばいいのだろうか。

暴力の歴史を辿ることは、当該国の過去から現代にまで連続しているポストコロニアリズムの特色を認識できる手掛かりになる。ただし、暴力の形態は、実に多様で、一つの枠で理解できるほど単純ではない。本稿のテーマとなるフィリピン史も例外ではない。多くのフィリピン史家は、フィリピン政治史を描く際、暴力を反帝国主義並びに反植民地主義の文脈の中に据え、そこでは、外からの植民地勢力に如何にして住民たちは果敢に立ち向かっていったのかという点に力点が置かれる。つまり、スペイン植民地時代、アメリカ植民地時代、そして、それに続く日本占領期の中で、一連の帝国主義勢力に対抗するフィリピン人の英雄性を強調したナラティブが大半を占め、そこで展開される暴力もフィリピンナショナリスト対植民地主義勢力といった図式に据え置かれてきたと言える。

こうした従来からの歴史記述で指摘されている暴力の主体とは、武器を手にしたフィリピン人エリートないし、そのエリート以外の民衆、そして、それら抵抗勢力を武力で抑圧するために植民地当局によって組織化された武装組織などである。このような暴力は、植民地国家とナ

ショナリスト、あるいは国家権力と抵抗勢力といった明快な構図で捉えることができるが、一方でこうした二律背反的な視点では捉えることのできない別の暴力主体が存在することもまた無視できない史実である。

2. 周縁社会における「社会的盗賊」による暴力

荒 [2018] は、日本占領下フィリピンで頻発した民衆間暴力を、対日協力を軸としてフィリピン中部のレイテ島で組織化された準軍事組織の活動を手掛かりに浮き彫りにした。一方で、抗日ゲリラ組織内部での派閥政治の文脈で捉えられる抗争劇や相克などの暴力についてもフィリピン社会の階級的な視点からあぶり出そうとした。この論考を皮切りに荒は、従来までのフィリピン政治暴力における分析に社会史ないし周縁史の視点が欠けていた点を批判し、社会史の視点から日本占領を分水嶺とするフィリピンの社会変化を検討した [Ara 2022; 2023; 荒 2018; 2021b]。こうした試みは、従来の諸研究において [Fegan 1993; Hapal and Jensen 2017; Kerkvliet 1979; McCoy 1980; Sturtevant 1976; Terami-Wada 2014]、反スペイン革命期から米国植民地時代を経て現代フィリピン社会の都市部ないし農村部にまで横行する威嚇並びに利益供与から惹起する暴力を政治的文脈で捉えがちな点を批判、反省する中でなされた。

それでは、政治暴力ないし民衆暴力以外の視点から検討されうる暴力は存在するのだろうか。その存在を探るには、政治史ならびに経済史からの観点よりもむしろ、やはり社会史からの観点が必要とされよう。アメリカのフィリピン史家マコイは、1984年の研究の中で [McCoy 1984]、フィリピン社会史研究が遅々として進展していない状況をすでに指摘し、2000年に刊行された論文集『周縁の生き様』(Lives at the Margin)の序章で [McCoy 2000: 1-30]、フィリピン社会の周縁で演じている歴史上の人物についての歴史的ナラティブの重要性を強調しつつ、従来からのフィリピン史ナラティブの中心に位置付けられてきたフィリピン革命家または政治家以外の下位中間層が関わった暴力についての議論を展開した。¹⁾

このマコイが提示した視点で暴力を捉える時、植民地国家とナショナリスト、あるいは国家権力と抵抗勢力といった明快な構図だけでは捉えきれない別の暴力の主体が浮かび上がることには我々は注意を向けなければならない。前述したように著者は、2018年に刊行した論文 [荒 2018] において「民衆間暴力」という概念を用い、従来のフィリピン史記述において長らく等閑視されてきた日本占領下のフィリピン社会における民衆暴力を浮き彫りにしようとした。ここで示す「民衆」とは、インド史研究分野においてグハによって示された概念に基づくもの

1) 著名な革命家あるいは政治家以外の地方の下級官吏などが関わったフィリピン革命史研究には、キュリネンやリチャードソンによる研究がある [Cullinane 2014; Richardson 2013]。また日本占領下のゲリラ同士の暴力、そのゲリラが盗賊化し一般住民たちに対して暴行を加えた歴史については、ポブレやセグーラの研究がある [Pobre 1962; Segura 1975]。

であり、ここでは、エリートが結集する空間とは別個に存在する「民衆政治」(the politics of people)の下に集う集団を指し、それは植民地体制下のエリート階級以外の人々で構成されている [Guha 2009: 190–191; グハ 1998: 11–23]。2018年の拙稿では、こうした民衆が戦前期からのスペイン並びにアメリカ植民地期において常にエリートにより虐げられてきた歴史を経て、日本占領期においては、対日抵抗並びに対日協力をテコに自らの貧困からの脱却を図るべく、様々な暴力を行使したことを論じた。このような反体制を大義とした行動は、フィリピン社会の非対称関係に特徴づけられる社会階級上の文脈から説明される部分も多いが、実はこうした暴力とは別のベクトルで検討されなければならない暴力の主体が存在する。このような暴力に関わる主体は一般住民と同一ではなく、しばしば一般住民に暴力を及ぼす存在であった点にその特徴を垣間見ることができる。

その暴力の主体とは、日本占領期初期から末期にかけて多く組織化された自警団、またはその自警団から再編され組織化された、いわゆる抗日ゲリラ、そして戦後復興期において、とりわけ首都マニラのような都市部で暗躍したギャングなどである。この軸に従ってこれら暴力の主体を検討する場合、自警団、抗日ゲリラ、ギャングのような組織は、ホブズバーム [Hobsbawm 2000] が主張する国家ないし既成の法の支配という枠組みから逸脱した空間に属する人々によって行使される「社会的盗賊」(social banditry)による暴力に位置づけられよう。ホブズバームは、ヨーロッパ史などの例を提示しながら、革命や戦争などの急激な社会変革や変化の中において発生する国家権力の空白期に顕著な「社会的盗賊」の台頭に着目し、このような集団が帝国や国家そのものを脅かす暴力の主体になりうる点を論じている [ibid.: 7–18]。

本研究では、このホブズバームが指摘した「社会的盗賊」概念を適用し、従来のフィリピン史研究で扱われてきた暴力を別の異なったベクトルで検討してみる。ここで指摘される暴力は、前述した諸研究で扱われているフィリピン革命期、米比戦争期、そしてその後にくすぶり続けた反米勢力によって噴出した民衆運動から生成された暴力とは異なるものとして位置づけられる。つまり、反植民地主義や共産主義のイデオロギーの文脈からでは推し量ることのできない暴力である。ホブズバームが指摘する「社会的盗賊」とは、急激な社会変革の中で生成される暴力主体である。

戦前期の比較的平穏が保たれていたアメリカ植民地体制下のフィリピン・コモンウェルス体制は、1941年12月に始まる日本占領期により多大な変化を受けた。法の支配は、日本軍政の方針に基づいた形態へと変更を余儀なくされ、その中で国内法の履行は、日本軍政が優先する中で、時としてフィリピン社会をカオス的な状態の下に置いた。日本占領期は、わずか3年強で終結し、その後に復活した脆弱なコモンウェルス政府体制は戦後処理と戦後復興を、アメリカの庇護の下で推し進めなければならなかった。日本占領は、結果としてフィリピン社会に対して相当な衝撃を与え、それは政治経済、そして文化的な側面にも大きな影響を与えたと言え

る。戦前期からのエリート層が牛耳る政治体制にはほとんどと言っていいほど大きな衝撃はなかったとする分析もあるが [McCoy 1980]、それでもその衝撃は対日抵抗と対日協力の枠を超え、階級間を横断した暴力を生み出しており、日本占領はフィリピン社会全体、とりわけ経済の面において急激な社会変化をもたらしたと言っても過言ではない。日本軍撤退後のフィリピン社会は、経済的な疲弊はもとより、1944年10月以降に復活したコモンウェルス政府の下で、日本軍撤退後の武装解除と、その後の武器回収の失敗から生じた治安の悪化、そしてその治安悪化に対処しきれない国家権力の空白に遭遇したのである。

こうした戦時下フィリピン社会がもたらした急激な社会変化によって、戦争末期から復興期にかけて、当該社会では、まさしくホープズバームが主張する「社会的盗賊」が生まれた。本研究では、このホープズバームが提示した「社会的盗賊」の概念を適用する形で、日本占領末期から戦後復興期にかけてフィリピン社会で顕在化した暴力を、政治対国家という従来の枠組みではなく、国家権力の空白と戦後の武装解除の失敗が生み出した社会的暴力として捉えなおすこととする。具体的には、フィリピン史記述で等閑視されてきた「盗賊的」ゲリラやギャングによる暴力の歴史的意味を検討してみたい。国家権力を中心とした大きな枠組みの記述において、こぼれ落ちてしまう彼らの存在は、フィリピン史の中の現実であり、現在のフィリピンを理解する上で欠かせない存在でもある。彼らは、どのような過程でフィリピン社会において台頭し始め、戦後復興期のフィリピン社会の変容にどのように影響したのだろうか。

本研究は、戦後、日本占領時代を皮切りにフィリピン社会に顕著となった火器の定着と暴力との関係を手掛かりにして、日本占領期を期して武器を所持するようになった新たな暴力の主体を「社会的盗賊」として位置づけ、その主体を中心に展開される暴力を浮き彫りにしてみたい。具体的には、日本占領末期から抗日ゲリラの作戦行動の中において火器が民衆間に定着してきた史実を検討しながら、火器がその後の都市部において暗躍したギャングなどの手に流れ、それと共に暴力がフィリピン社会に拡大してきた点を明らかにする。なお、本稿は、ホープズバームないしグハの理論そのものを検証・発展させることを目的とするものではなく、フィリピン戦後社会における暴力を理解するための補助線として、これらの理論を用いるものであることを断っておきたい。

3. 日本占領期の帰結としてのフィリピン社会の急激な社会変化について

ところで、本格的な議論に入る前に、日本占領下のフィリピン社会がどの程度当該社会に衝撃を与え、社会変化をもたらしたのかについて、先行研究を検討しながら整理する必要がある。なぜならば、この社会変化こそがホープズバームが唱える「社会的盗賊」生成の背景となるからである。

著名なフィリピン史家であったアゴンシリョは、1975年に出版された『フィリピン小史』(A

Short History of the Philippines)の中で、日本占領がフィリピン社会にもたらした甚大な影響として、戦前の下位中間層の新興ブルジョワジーとしての台頭と、それが引き金となった政府部内の汚職の蔓延を指摘した。もう一方のフィリピン史家であるホセは、90年代前半期に発表した論文の中で、フィリピンの戦後社会における治安の悪化ないし横行する暴力の根源を日本占領期に求める視点を示していた [Agoncillo 1975: 239-240; アゴンシリヨ 1977: 288; ホセ 1993: 511-537]。戦前期から戦後にかけての反体制運動ないし派閥政治を文脈とした暴力に関する研究にはいくつかの蓄積が見られるが、フィリピンにおける日本占領期、とりわけ占領末期から戦後間もない頃の復興期にかけてのフィリピン社会に与えた衝撃の度合いを社会史の観点から具体的に論じた研究は未だ存在しない。また、フィリピン史家のモハレスは、1984年に開催された第5回地方史全国会議の基調講演の中で、抗日ゲリラ組織部内において生成された盗賊的暴力に関する歴史的総括が不十分である点を指摘している [Mojares 1984: 1-6]。

東南アジア全体にわたる日本占領の衝撃については、戦後間もないころから欧米の研究者を中心にいくつかの顕著な研究成果が刊行されてきているが、日本占領がフィリピン社会に与えた衝撃に関しては、いわゆる「断絶」ないし「連続」の文脈から判断して、政治的な「連続」が一つの定説をなしている。しかしながら、この見方は政治的な側面から見た日本占領の結果でしかなく、その結果を社会史の文脈から重層的に検討しているとは言い難いだろう。²⁾

そのため、社会史学の方法によって日本占領のフィリピン社会に与えた衝撃を冷静に分析した研究は、荒の諸研究を除き非常に少ない [Ara 2022; 2023; 荒 2021a; 2021b]。過去においては1950年代、アメリカの歴史家レアは、米軍が成し遂げたレイテ島上陸以降のレイテ島で横行した暴力について社会史的に分析を行っていた。そこでは、終戦直後の武器不法所持の横行が当時のフィリピン・レイテ社会の犯罪の温床になったことが指摘されている。レアは、米軍関連の文書を用いながら、米軍が上陸したばかりのレイテ島東部において、かつて抗日をうたい文句にして活躍していたゲリラ構成員の一部が州都タクロバンなどにおいてギャングを組織化していたと分析する。また米軍当局が地元の警察当局と共同で武装解除されたゲリラ構成員からの武器回収に失敗し、それを背景に、レイテ島内では数多くの犯罪が発生していたことを指摘した。加えて、火器が適宜回収されないままゲリラから民間人へ横流しされている現状がレイテ島内の犯罪増加の元凶であるとも述べているのである [Lear 1951: 604-607]。レアの研究

2) 東南アジアの日本占領による衝撃については古くから欧米研究者によって分析されている。これに関する業績については、すでに多くの研究で引用されているので、本稿においては割愛する。日本占領期前後の政治的連続性についての古典的研究は1980年に発表されたマコイの論文がとりわけすぐれている [McCoy 1980]。これ以降、「断絶」ないし「連続」という用語は、1980年代に発表されたグッドマンの論文 [Goodman 1982: 30-39; 1988: 98-104] の中で、それぞれ continuum と interregnum の語で表現されている。このような二分法は、欧米研究者が抱えるオリエンタリズムを背景とするといった批判もある。こうした批判的視点が示されている研究としては芹澤 [2012] の研究を見よ。

では、戦争後の混乱期における武装解除の失敗が、ギャングのような私的暴力組織による暴力の継続という一般住民間での火器の定着の背景となったとする、戦争の帰結としての暴力の横行について指摘されている。

本稿では、そのレアによって指摘された戦後復興期における混乱が民衆間に火器の定着をもたらし、それがゲリラによる蛮行とギャングといった私的暴力組織による暴力へ繋がっていった点を、レイテ島を含むフィリピンの他の地方における事例と首都マニラでの展開を中心に明らかにする。そうすることによって、戦後のフィリピン社会に横行する暴力の根源をこの復興期に噴出した暴力に探り、前述の先行研究の中で、特にホセ [1993] の研究で示されている過去の暴力と現在の暴力の連関性を提示できるのではないかと考える。

ところで、ここで新たな暴力の主体として指摘されているフィリピン・ギャングについては、ソブリチュアとザイデルの研究 [Sidel 1993; 1999; Sobritchea 1984-86] 以外に目立った業績は見当たらない。スターテバンドによるアメリカ植民地期の民衆蜂起や暴力に関する研究 [Sturtevant 1976]、ないしカークフリートによる戦前期から戦中、戦後にかけての共産主義イデオロギーに基く反体制運動フクバラハップ (Hukbalahap) の研究 [Kerkvliet 1979] などは、いずれにせよ、フィリピンの農村不安を背景とする暴力の研究である。しかしながら、日本占領期を分水嶺として都市部において台頭したギャングの暴力並びに他の地方で復興期に展開されたゲリラの蛮行に関する研究はほとんど見当たらない。その他、抗日を大義名分としながらもアウトロー的な盗賊として暗躍したゲリラに関する研究もポブレ [Pobre 1962] やセグーラ [Segura 1975] によるもの以外では断片的な記述に終始しており、こうした組織から派生した暴力の歴史的意味については十分に総括されているとは言い難い。本研究では、抗日ゲリラとギャングたちが如何にして火器を取得しながら、フィリピン社会において際立った存在として台頭してきたのかを論じ、日本占領末期から復興期にかけて顕著になった抗日ゲリラの暴力と、この時期に首都マニラにおいて多く組織化されたフィリピン系ないし華人系ギャングによる暴力を例に検討する。なお、本稿で用いる「民衆」概念は、前述したようにグハが提示した概念に従うものであるが、一方で民衆が関わる暴力、すなわち民衆暴力とは異なる別の暴力の主体を、「元ゲリラ構成員」、「都市下層ギャング」あるいは「自警団的集団」といった名称の中に位置づけていきたい。

本稿で使用される一次資料の多くは、著者が米国国立公文書館2号館（メリーランド州カレッジパーク）で収集したRG495の中で分類されている Records of Headquarters, US Army Forces, Western Pacific の資料で占められている。この資料は、米軍のフィリピン奪回作戦を担った米6軍並びに8軍関連の文書であるが、フィリピンが第三共和制として独立する1946年7月頃までのフィリピン全体の治安状況等について記録されている。その他、フィリピン国立大学中央図書館において所蔵されている対日協力者を裁いた裁判記録、いわゆる「特別国民裁

判文書」(People's Court Papers) も使用し、加えてフィリピン・マニラにおける関係者への現地面談調査の成果も取り入れている。

I 復興期における火器回収の失敗と警察権力の空白化

1. 米軍のレイテ島上陸後のフィリピン

1944 年 10 月に南西太平洋司令官ダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 率いる米 6 軍と 8 軍がレイテ島東岸に上陸し、2 年数カ月にわたる日本軍のレイテ島占領が終結を迎えた。同時に米軍に同行しレイテ島に上陸した、かつてのフィリピン・コモンウェルス政府の首脳セルヒオ・オスメーニャ・シニア (Sergio Osmeña, Sr.) は、そのままレイテ島の中心都市、タクロバン (Tacloban) へ直行し、そこにフィリピン・コモンウェルス政府の復活を宣言した。彼は、日本軍のフィリピン侵攻の際、当時の首班であったマヌエル・ケソン (Manuel Quezon) と行動を共にし、1942 年以降はアメリカの首都ワシントン DC に亡命し、亡命フィリピン・コモンウェルス政府の首脳としてケソンの下で副大統領としての職務を遂行していた。ケソンが 1944 年 8 月に死亡したのを受け、憲法の規定により第 4 代フィリピン・コモンウェルス大統領に就任していた [Mill 1946: 2]。

2. 対日協力フィリピン警察隊 (BC) の解体と警察権力の空白化

米軍のレイテ島上陸後、米 6 軍 G-2 所属の対敵諜報部隊 (Counter-Intelligence Corps, CIC) は直ちに軍事作戦を遂行する上で極めて重要な任務に取り掛かる。国家安全保障上脅威となる社会分子の摘発と排除を目的として、日本占領下のフィリピン社会において敵に協力してきた対日協力者に対する逮捕、拘束、そして取り調べを行った [荒 2021b: 第 5 章]。この CIC による対日協力分子に対する逮捕、拘束は、抗日ゲリラらによって作成された、いわゆるブラックリストに従って行われたが、嫌疑者の多くはレイテ島を含む中部ビサヤ地方においては、日本占領中に日本軍当局によって組織化された対日協力フィリピン警察隊 (Bureau of Constabulary, BC)³⁾ の元隊員たちによって占められた。タクロバンのコモンウェルス政府は、対日協力者たちの戦後の処遇について、元 BC 隊員が CIC によって対日協力の廉で捕らえられた場合、「忠誠度委員会」(Loyalty Status Board) において忠誠度をチェックし、忠誠心に問題ない場合には釈放するという立場を取った。しかしながら、戦前からの治安維持部隊を十分な兵力で補うた

3) フィリピン警察隊 (Philippine Constabulary, PC) は、スペイン時代の治安維持組織を統合する形でアメリカ植民地当局により、1901 年に組織化された [Jose 1997: 1-3; McCoy 2009: 8, 87]。BC は、日本軍の肝いりで創設された対日協力警察隊で、戦前の PC 司令官、フランシスコ・ギレルモ (Francisco Guillermo) が司令官となり戦時下の治安維持を日本軍の憲兵隊と共に実行した。戦争終結をもって組織は、解体された [Jose 1997: 19]。

めには、たとえ戦時中に対日協力に関わったとしても、すべての対日協力嫌疑者を治安維持組織である PC から完全に外すわけにはいかなかった。

1944 年 10 月 20 日、劇的なレイテ島上陸を果たし、タクロバンに入城したマッカーサー率いる米 6 軍は、レイテ州政府州庁舎を連合国最高司令部（General Headquarters, GHQ）とコモンウェルス政府の臨時大統領府とした。日本軍撤退後、米軍によって解放された地域においては戦時下の行政権が一時的にマッカーサーの命令により創設された米軍当局によるフィリピン民事部隊（Philippine Civil Affairs Unit, PCAU）に移譲され、町や村によっては権力の空白が生じた。こうした中、多くの対日協力町長やその下で治安維持に関わっていた警察官が CIC により逮捕、収監されたため、地方の警察組織が空洞化した。

日本占領下の地方警察組織は、BC 並びに町警察（Municipal Police）により構成されていたが、米国極東陸軍（United States Army Forces in the Far East, USAFFE, ユサフェ）本部がタクロバンの南西太平洋司令部へ宛てた書簡において、CIC による忠誠度調査が終了した隊員（BC）たちはそれぞれ戦前からの PC 並びに町警察部署へ戻ることが命令されていた。⁴⁾ ちなみに、PC は、米軍警察を取り仕切る米軍憲兵司令官（Provost Marshal）の指揮下に、町警察は新たに創設された PCAU 警察の指揮下に置かれた。米軍憲兵（Military Police Command, MPC）は、解放地域⁵⁾において、とりわけ農村地域に拡大した火器⁶⁾の使用を厳しく取り締まるとともに、こうした火器の即時回収を実行しようとした。⁷⁾ 火器の不法所持への厳重な取り締まりは、この命令が発せられた一週間前の 10 月 30 日にはすでに CIC によって住民たちに周知された。⁸⁾ 加えて、1945 年 1 月 13 日、ユサフェゲリラの一組織、米陸軍（Army of United States, AUS）の E. G. クロスマン（E. G. Crossman）中佐は、当時のフィリピン・コモンウェルス政府国防長官のバシリオ・バルデス中将（Major General Basilio Valdes）に覚書を送り、火器の保持は戦前コモンウェルス期の 1940 年 3 月 10 日と 8 月 29 日に制定されたフィリピン・コモンウェルス行政命令に従って規制されるべきと主張した（ユサフェゲリラについては脚注 12 を参照の

4) この BC 隊員の扱いについては、米軍のレイテ島上陸 10 日前にすでに米 6 軍内で決定されていた。Letter from Brigadier General B.M. Fitch to Commanding General 6th Army and 8th Army, 10 October 1944. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2283, National Archives and Record Administration, Archive 2 (hereafter, NARA 2), College Park, Maryland, USA.

5) 米軍のレイテ島上陸後、米軍によって「解放」された地域は、liberated areas との英語表記があるが、本稿でもとりあえずは「解放された」という表記を用いることとする。

6) 本稿で使用する「火器」とは、英語の firearm を指す。「武装」という言葉を用いる時は、英語の armed の翻訳から由来するが、その場合は、本稿においては「火器」による武装を意味する。

7) Letter from Col. E. C. Harwood to Commander-in-Chief, General Headquarters, SWPA, 8 November 1944. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

8) Confidential, G-2, 30 October 1944. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

こと)。⁹⁾ この命令に沿った火器回収命令がその後、米6軍によって発せられたが、民衆の火器保持に歯止めがかかることはなかった。

このため解放された地域においてゲリラ集団に武装解除を求めても、この要請に応じないゲリラが多く、様々な流血の事態を招いた。これに関し、レアは、レイテ島に上陸したばかりの米軍から抗日ゲリラに大量の武器が流出し、その多くが現地の自警団などへ供出され、最終的にその多くが一般民間人の手中に収められてしまったことを指摘している。ユサフェの95連隊は戦後の強制的な武器回収に応じたものの、多くの部隊では、その命令に遅々として従わなかった隊員が続出した [Lear 1951: 604]。当時、レイテ島で復活したばかりのコモンウェルス政府レイテ州地方検察官のフアン・パホ (Juan Pajo) は、1945年9月に次のような書簡を、当時、レイテ島で調査に従事していたレアにしたためていた。

「今回の戦争の帰結として、とりわけ米軍上陸が決行されたレイテ州においては、現在、多数の火器が一般民間人によって所有されている。政府は、かかる火器の回収に全力を尽くしているが、公的な施設が足りなく、多くの火器が依然としてレイテ島民の手中にある。彼らのほとんどは火器所持については無許可である。多くの犯罪がこうした火器を不法に所持している者らによって犯されている。私は、これら火器が政府によって回収されない限り、この地方における増加中の犯罪は数の上で無くなることはないだろうと信じている」 [ibid.: 605-606]。

II 日本占領時代における盗賊化した抗日ゲリラの蛮行と脆弱な警察組織

1. 米軍上陸前後のレイテ島における盗賊的ゲリラ

次にこうした状況下で起こったゲリラによる暴力の事例を米軍のレイテ島上陸後から見ていこう。1944年11月4日付、南西太平洋司令部前方部隊 (Advanced Echelon) が作成したタクロバン駐留米軍 (Base K) とフィリピン国軍との会議録によれば、解放後のレイテ島北部の町、アランアラン町 (Alang-Alang) においてCICに逮捕された対日協力嫌疑者がタクロバンに連行される途中、何者かによって襲撃され殺害された。報告書では、その容疑者は、武装解除される予定であったゲリラの可能性が高いとする。¹⁰⁾ 米軍上陸後のレイテ島の治安は、タクロバン周辺の解放地区におけるゲリラに対する米軍からの武装解除命令にもかかわらず、依然として悪く、米軍からの武器回収命令に従うゲリラたちはほとんどいなかった。1944年12月4日付

9) Memorandum from E.G. Crossman (AUS) to Major General Valdez. 13 January 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

10) Letter from SWPA Headquarters to Brigadier General Valdez, Philippine Army, 4 November 1944. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2283, NARA 2.

のユサフェから米6軍首脳へ宛てた書簡では、ゲリラと名乗る市民または正規のゲリラ兵たちが見境なく火器を発砲している旨が報告されている。¹¹⁾

実は、抗日ゲリラの蛮行は、終戦後に限らず、日本占領期においてもいたるところで頻発していた。彼らの多くは貧しい農民たちであり、一応は抗日という大義でゲリラ活動が続けてはいたものの、戦時下のフィリピン社会においては、その大半は「盗賊」(bandit)と見なされていた。戦時下において武器を所持しながら抗日の大義の下で抵抗運動に身を置いたゲリラたちの多くは、米軍並びにコモンウェルス政府の武器回収の要請を頑なに拒み、中には戦時中から所持していた火器をテコにして非武装市民に対する脅迫、そして戦前から地域社会に根強く残存していた怨恨感情を背景に殺戮にはしる者もいた。¹²⁾

戦時下のこうした「盗賊的」ゲリラ活動に関する記録は少ないが、それでもこうしたゲリラの暴力をうかがい知ることのできる記録が少なからず存在する。例えば、日本占領末期のフィリピンの地方において、貧困層のゲリラ隊員がエリート階級の人物、またはそのエリートと繋がりのある人物を誘拐し、殺害するという事件が発生した。

1944年1月頃、レイテ島北部の町、バルゴ町(Barugo)に広大な農場を保有していた地元地主、エスカローナ一族(Escalona)の下で小作人として働いていたグリセリオ・エスポス(Glicerio Espos)が、戦前期、やはりこの一族の小作人であり、当時ゲリラ隊員であったジョスコロ・アストルガ(Dioscoro Astorga)によって射殺された。3月になると、このアストルガは、今度はグリセリオ・エスポスの兄、テレフォロ・エスポス(Teleforo Espos)も殺害した。アストルガの蛮行はその後も続く。5月7日には、このエスカローナ一族の女性、フランカ・エスカローナ(Franca Escalona)の両親がバルゴ町へ向かう途中、その両親をも誘拐する。この月の28日午後3時30分頃、今度はこのフランカ・エスカローナの夫であるマリアノ・エ

11) Check Sheet of Headquarters, Advance Echelon, USAFFE to USAFFE Chief of Staff, 4 December 1944. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2283, NARA 2.

12) 日本占領下の初期より、フィリピン各地において多くの抗日集団、いわゆる抗日ゲリラが組織化され、それぞれ独自の大義を抱えながら抗日戦を展開していた。これらフィリピンにおけるゲリラ組織には様々な特色があり、必ずしもすべての組織が抗日という大義の下に結集していたわけではなかった。1941年12月に日本軍がフィリピンに侵攻した際、当初のフィリピン戦における戦闘の主体は、日本軍とユサフェと比米合同軍(United States Forces in the Philippines, USFIP)であり、日本軍は占領当初からゲリラと対峙していたわけではなかったのである。1942年5月、ユサフェ司令官、ジョナサン・ウェインライト将軍(General Jonathan Wainwright)が正式に日本軍に降伏した後、多くのユサフェ兵士と比米合同軍のフィリピン兵、アメリカ兵が日本軍当局に投降したが、実は投降を拒否した兵士たちも多かった。投降を拒否した多くのフィリピン兵、アメリカ兵は地方の内陸部あるいはジャングルに籠り、執拗な抗日戦を展開していたのである。彼らは、いわゆるユサフェゲリラと称され、戦後、アメリカ政府によって正規のゲリラ兵として認証され、抗日戦に費やされた期間の給与、いわゆるバックペイを受領する権利が与えられた。日本占領期における自警団の組織化については、バクラゴン[Baclagon 1966]のすぐれた文献がある。または米軍関連資料(General Headquarters United States Army Forces Pacific 1948)がある。また荒[荒 2021b: 66-71]の研究を見よ。

スカローナ (Mariano Escalona) がバルゴ町の中心地において白昼、アストルガによって射殺されたのである。1945 年 1 月 12 日付のユサフェ本部民事部の調査によれば、このジョスコロー・アストルガなる人物は、当時、バルゴ近辺を勢力下に置いていた抗日ゲリラ、パビローナ (Filemono Pabilona) 配下 B 部隊の自称、少尉であったという。アストルガによるこうした蛮行は、かつて自分が下男として仕えた地主、エスカローナー族に対する復讐と他のメンバーへの怨恨感情が積み重なっての犯行であったという。またこのようなかつての地主に対する非対称関係によって生じた復讐心がために、抗日活動にはほとんど参画せず、住民たちに対する暴力に終始していたという。¹³⁾

その他、火器を手放さない元ゲリラらによる傍若無人な行動が解放されたレイテ島各地で散見された。例えば、1945 年 3 月 11 日、レイテ島西部の小さな町、パロンボン町 (Palompon) において PCAU の下で復興事業に勤しんでいた非武装の警察官が武装解除されるはずの元ゲリラによって襲撃され、殺害される事件が発生した。犠牲者は、PCAU17 部隊所属の非武装警察官である。この警察官は、フィリピン人ユサフェ兵士らと町近辺を午後 7 時頃パトロールしている最中、飲酒をしていた 96 連隊所属のゲリラと遭遇し、その一人がこの非武装警察官に対して言いがかりをつけ、発砲した。当時、飲酒をしていたゲリラたちは全員武装しており、酩酊状態だったという。撃たれた PCAU 所属の非武装警察官は近くの病院へ運ばれるも、病院に到着後死亡が確認された。¹⁴⁾

以上のような例は戦争末期、地方のレイテ島で展開された抗日ゲリラによる一般住民に対する残虐行為などの蛮行であるが、実は当時、横行した数々のゲリラによる蛮行の一例に過ぎない。こうしたゲリラたちが「抗日」という大義名分から逸脱した行動をとる場合が戦時中から横行し、多くの暴力を生み出していたことについては、終戦から数年間ほどはフィリピンのメディアでも報道されたことはあるが、現在、この歴史の記憶はほぼ忘れ去られている。¹⁵⁾ このレイテ島において発生した暴力事例を見ても理解できるように、ゲリラの暴力は一部の歴史で語られているような、戦前期から戦中、戦後にかけての地域の政治派閥抗争の文脈のみでは説明されえない。このような暴力には戦前期からの地主と小作人との間の非対称関係の中でのくすぶった怨恨感情を背景とするものや、社会階級の文脈でしか理解されえない事例も多数報告されている。解放されたばかりのレイテ島では、マッカーサーの率いる米軍上陸の 1944 年 10

13) From USAFFE Headquarters Civil Affairs Section to Major General Basilio Valdes, Secretary of National Defense, 12 January 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

14) Report from Paul Nickie, Major, Commanding, 23 March 1945. RG496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area and United States Army Forces Pacific, Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45. PCAU16-21. Box 2293, NARA 2.

15) 例えば、次の雑誌記事を見よ。Rodrigo Lim. Are All Guerrillas Heroes? *Philippines Free Press*, 13 July 1946. または、J. B. R. Guerrilla — Heroes or Bandits. *Philippines Free Press*, 31 August 1946.

月後半から1946年の後半にかけて、多くの土地を所有する地主が戦前からの怨恨感情を抱く自称ゲリラの小作人たちによって襲撃される事件が続発していたのである。¹⁶⁾

2. ルソン島への米軍進軍後のゲリラによる暴力事例

こうしたゲリラによる暴力を、今度は終戦から終戦間もない頃の時期に限定して、もう少しフォローしてみよう。米軍は、日本軍の撤退と並行する形で、首都マニラがあるルソン島への進撃を速めたが、現地BC組織の解体が要因で、米軍憲兵が担うべき解放地域における治安維持活動が円滑化されることはなかった。実は、信じられないことかもしれないが、コモンウェルス期におけるフィリピンの地方の町警察の警察官は、その多くが武装しておらず、町警察官の武装が検討され始めたのは、戦後になってからである。¹⁷⁾ 終戦直後の町警察は、前述したようにPCAU警察の指揮下に置かれ、PCないし戦時中のBCとは別組織であり、戦前期においては火器を携帯することなく治安維持に関わっていたようである。マニラにおいては、PCAU警察は、罪を犯した容疑者を逮捕することはできるにせよ、法の履行はコモンウェルス政府によるものとされ、そのため、逮捕された容疑者はPCAU側から町警察であるマニラ警察へ引き渡されることになっていた。¹⁸⁾

日本占領期間中、駐留日本軍から時折、町警察へは火器が付与されることもあったが、すべての町警察官にその火器がいきわたることはなかった。1945年1月19日付のユサフェの前方部隊民事部のクロスマン中佐からコモンウェルス政府バルデス国防長官へ宛てた書簡によれば、戦前から非武装であった町警察を今後武装させるべきかどうか、その是非が問われていた。そこでは、町警察を統括しているPCAU警察部隊の監督下においてその武装規模について決定されるべきとの意見が提示されている。¹⁹⁾ こうした非武装町警察官の問題は、武装されて給与も支払われているPCAU警察官への怨恨感情を生じさせ、地域社会を分断させる背景ともなった。²⁰⁾ このようにこの時期顕著になった地方における警察権力の空白化は、各地方のゲリラに

16) Modern Bandits and Gangsters in Leyte. *Philippines Free Press*, 7 September 1946.

17) フィリピンの町警察 (Municipal Police) の起源は、スペイン時代にまで遡ることができるが、直接の原点は、1899年2月に勃発した比米戦争以降のフィリピン平定作戦遂行のために、アメリカ植民地当局によって設立された治安維持組織である。町警察は、1901年に創設されたPCとは全く別の治安維持組織である。元来、町警察官は地方の市長や町長によって任命され、当初はアメリカ植民地当局より武器が供与され、主に地方で横行した賭博や売春などの取り締まりの任にあたったが、予算不足と貧弱な訓練を背景に町警察は脆弱化した [McCoy 2009: 74-76]。

18) Civil Affairs in Manila: A brief review of period from 3 February 1945 to 30 June 1945. RG496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2281, NARA 2.

19) Letter from E.G. Crossman, Advanced Echelon, USAFFE, to Major General Basilio Valdes, 19 January 1945. RG496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2283, NARA 2.

20) 1945年1月頃のレイテ島北部の町、カリガラ町 (Carigara) における町警察官とPCAU警察官との軋轢

よる暴力の横行を導いてしまう。

例えば、ルソン島中部のパンガシナン州マガルダン町 (Mangaldan, Pangasinan) では、駐留米軍基地 (Base M) がこの町の町警察に火器を供与しようとしたが、その前提となる一般市民で構成されるゲリラの武装解除とそれらゲリラ集団からの火器回収が思うように進まず、治安悪化の要因になっていることが報告されている。²¹⁾ 一方、ルソン島中部のブラカン州のメイカワヤン町 (Meycauayan) の町長は、米6軍の民事第11部隊宛てに町警察部隊にわずか25人の警察官しか配属されておらず、加えて旧式ライフルが一丁、日本軍が置き去りにした31口径の拳銃一丁しか配備されておらず、とてもこの火器のみで治安を維持することは難しい旨の報告を行っている。²²⁾

地域によっては米軍がルソン島攻略に成功した後に、早期にゲリラの武装解除が完結してしまい、町警察の無力化と同時に、残留日本兵からの脅威にさらされている場所もあった。例えば、1945年7月23日、ラグナ州マハイハイ町 (Majayjay, Laguna) のフィデル・ミア町長 (Fidel Mia) は、コモンウェルス政府のコンフェソール内務長官 (Interior Secretary Tomas Confesor) 宛てに、同町内にあるバナハウ山 (Mt. Banahaw) に立てこもっていた残留日本兵からの度重なる脅威に住民たちが恐れおののき、こうした脅威に対処しようも治安関係の軍隊や警察組織が全くなくなってしまうことを訴えている。当時のマハイハイ町の人口は、8,000人ほどで、残留日本兵が籠るバナハウ山周辺に住民たちが戻れず、彼らの多くが生計を立てられない状況があり、早急にフィリピン国軍による駐留を求めている。²³⁾

このような状況の下、米軍当局は、BC解体後のフィリピンにおける警察組織を構成する警察官、とりわけ町警察官が全くの武器なしの「丸裸」の状況であることに懸念を表明し、1945年1月19日の段階で、フィリピン国軍のバルデス将軍に地方の町警察に適宜武器を供与すべ

ㄨ が指摘されている。次の書簡を見よ。Memorandum from Wallace Smith to Colonel Crossman, Headquarters USAFFE Civil Affairs, 5 February 1945. RG496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2283, NARA 2.

21) Arming of Municipal Policemen, Headquarters of Philippine Base Section, Major Marcinco to Commanding General, USAFFE. 5 May 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

22) Letter from Meycauayan Mayor Marcelo Lucero to Lt. Col. Norman Davis, Civil Affairs Unit, XI Corps, Manila. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2283, NARA 2.

23) Mayor Fia Mia, Majayjay, Laguna, to Secretary of Interior, Tomas Confesor, 23 July 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA2. この残留日本兵は、戦時下、この地域で活発に活動していた戦前からのサクダル党の流れを引く義勇兵、マカピリメンバーと共にバナハウ山に立てこもっていた可能性もある。寺見は、マハイハイ町の顕著なサクダル運動について若干触れている [Terami-Wada 2014: 250 n22]。

きとの勧告を行った。しかしながら、町警察の火器武装は一向に進まず、火器を手放さない元ゲリラメンバーを背景に治安は悪化するばかりであった。²⁴⁾ この状況はこの年の4月頃になっても一向に改善せず、しびれを切らしたコモンウェルス政府側のコンフェソール内務長官は、4月18日付で米6軍の司令官に対し、各地方の州知事らから自分たちの地域内の町警察への武装要請があった旨通達し、直ちに地方警察に対し治安維持へ向けての武装供与がなされるべきとの要請を行った。²⁵⁾

こうした要請に米軍当局がどのような対応を取ったかについては、それを具体的に示す資料が無く不明である。ただある一定程度の推測を行うことはできる。米軍は元抗日ゲリラが所有していた武器を回収し、それを新たに再建されたフィリピンの警察組織へ供与しようと目論んでいた。しかしながら、この目論見は、フィリピン全土で組織化された数多くのゲリラからの「ゲリラ認証」(guerrilla recognition) がユサフェ本部へ申請される中で実現しなかった。というのも、ゲリラの多くは、自分たちが申請したゲリラ認証が終了するまで武器回収に応じる必要が無かったからである。そのため、米軍当局から警察組織を管理するコモンウェルス政府へ供与される火器は極めて限られたものでしかなかった。²⁶⁾ 米軍当局ないしフィリピン国軍からフィリピンの警察へ武器供与が行われない中、終戦から1年以上も経過したルソン島では、依然として、かつてのゲリラによる暴力が続いた。

例えば、ルソン島中部のパンパンガ州では、戦時中よりアウトロー的なゲリラによる蛮行が収まらず、犠牲者の大部分はこの地方の名望家で占められていたという。日本占領期間中すでに20人に上る大地主一族の富裕層が殺害された。1946年になり、実行犯人の多くはこうした罪を認め当局に自首したというが、実行犯に対しては殺害を命令したユサフェゲリラの元指導者がひかえており、その人物が捕まらない限り、その元指導者は殺害を手掛けた者らに対しての武器供与を止めないとの報道がなされていた。²⁷⁾

このような暴力は、当時、ルソン島中部で展開されていた農村不安を背景とするフクバラハップによる活動とは異なる性格を持ち合わせていると言える。パンパンガ州の事例は、戦前期からの地主に対する怨恨感情を有するアウトロー的なゲリラによる復讐的暴力と考えられ、

24) Memorandum to Major General Valdes from E.G. Crossman, AUS. 19 January 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

25) Interior Secretary, Tomas Confesor to Commanding General, 6th US Army, 18 April 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA2.

26) この武器回収と警察隊に対する武器供与については、レイテ島でゲリラ認証を申請していたブラス・ミランダ (Blas Miranda) によって作成された報告書に記されている。Report on the Western Guerrilla Warfare Forces. October 23, 1944, in Guerrilla Recognition Files, Philippine Archives Collection, Western Guerrilla Warfare Forces. RG407, Box 286, File no. 17-14.

27) Crime Does Not Pay. *Philippines Free Press*, 13 July 1946.

こうしたフィリピン地方社会に歴然として存在する地主と小作人との間の非対称関係を背景とする蛮行は1950年代に入っても枚挙にいとまがなかった。

III マニラのギャング団への米軍からの火器の横流しと私設自警団

1. マニラ市トンド地区近辺のギャング組織化と治安悪化

ところで、マニラが米軍によって解放されたのは、1945年2月であったが、前章で述べられた地方の警察権力の空白を背景とする治安悪化と同様、首都マニラの治安も最悪の局面を迎えていた。3月頃、マニラ駐留米軍（Base X）司令部は、マニラ警察再編につきJ. P. ホランド少佐（Major Jeremiah P. Holland）を米軍憲兵隊隊長兼マニラ警察署署長に任命した。ホランド隊長（以降、ホランド隊長と称する）は、米軍憲兵の後押しで戦前からのマニラ警察を補強し、町の治安維持作戦に従事するようになった。ただホランド隊長が後にある書簡で嘆くように、終戦直後のマニラの治安は悪く、前章でも触れたように、米軍当局による一般市民やゲリラ保有の火器回収が思うようにいかず、米軍憲兵隊は数々の犯罪の取り締まりと向き合わなければならなかった。²⁸⁾

例えば、4月13日、トンド（Tondo）在住の華人系フィリピン人、コン・ヘン（Kong Heng）は、45口径ピストルを所持していた同じトンド在住の住民二人にタユマン通り（Tayuman）路上で脅迫され金品を強奪された。コン・ヘンは、この事件後、直ちに最寄りのPCAU第4部隊事務所にてこの一件を報告し、ほどなくして二人の容疑者が脅迫と火器不法所持の疑いで逮捕された。²⁹⁾

こうしたマニラの治安悪化は、食糧物資が全体的に枯渇する中、米軍からの横流し物資がマニラ市内、とりわけトンド近辺のアウトロー分子へいきわたる状況でより顕著になってきた。駐留米軍は、自分たちの物資を保管するため、マニラ市内の数カ所に倉庫を維持管理していたが、その倉庫警備をマニラ警察に委託していた。しかしながら、その警備を担当していた警察官に対する賄賂供与が横行し、賄賂を受けた警察官が物資保管のための倉庫から食糧、薬品、武器（火器を含む）などを市中へ横流ししていた。5月17日付、ユサフェ本部民事部隊は、米6軍司令部に対してマニラ警察への賄賂供与について調査中と報告し、並びに闇市で販売されている米軍からの横流し物資に火器（45口径ピストル並びに手榴弾など）が含まれていたこと

28) Letter from J. P. Holland to Anthony Poppa, 24 May 1945. RG496. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945–1946, box no. 1330. NARA 2.

29) Letter from Kong Heng to Headquarters PCAU Unit 4, 13 April 1945; Prisoners Confinement Slip of Roberto Parco y Andrade. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944–45, box no. 2282, NARA2.

を報告している。³⁰⁾ こうした横流しされた火器は、当時、トンドで組織化されたギャング団の手に渡っていったと考えられる。ギャングたちは、米軍関係者によってトラックなどで運搬されていた物資を襲い、強奪することもあった。1945年6月8日付のユサフェ本部民事部隊からマニラ憲兵隊（MMP, Manila Military Police）のホランド隊長へ宛てた書簡によれば、この日の朝8時30分頃、トンド地区のタユマン通り近辺（アントニオリベラ通り角）で米軍の軍用トラックがパンクを修理している最中、20人ほどのギャングとおぼしき集団がこの軍用トラックを襲い、数多くの物資が詰め込まれた段ボール4個を強奪した。報告書によれば、こうした強奪のほとんどは、トンドのギャング団による犯行であり、米兵の一部が彼らに米軍関連の物資を売却していた、ということで、中には火器も含まれていた。こうした横流しの米軍関連の物資により、蓄財を行なっているギャングも多かった。³¹⁾

このようなギャング団を撲滅するため、米軍憲兵は、この月の後半よりトンドのギャング団の一斉取り締まりに乗り出した。1945年6月27日付、マニラ市議会（Municipal Board of Manila）議員、セグンド・オグスティン（Segundo Augustin）は、当時すでにマラカニアン（Malacañang）で職務についていたオスメーニャ大統領に書簡を送付し、自宅近辺のトンド地区で治安維持にあたっていた100名以上の米軍憲兵による不穏分子摘発のための「区域作戦」（zoning system）において、多くの住民がその作戦からハラスメント的な被害を被ったことを報告した。³²⁾ 米軍憲兵は、当時、付近で当時暗躍していたとされるギャング団摘発の作戦行動にでており、警戒を強めていたと考えられる。

2. アシオン・サロンガを中心とするトンドギャングの暗躍

マニラ市トンド地区におけるこのようなギャング団の組織化は、日本占領期間中、対日協力に関わったBC隊員または抗日ゲリラ組織（Hunters ROTC）³³⁾ などのルソン島における抗日ゲリラの残党らによって行われた形跡があり、マニラ解放後から暴力の限りを尽くしていた。マ

30) 2nd Indorsement, from Headquarters XI Corps, Civil Affairs Section, 17 May 1945, to Civil Affairs Officers, Sixth Army. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944–45, box no. 2282, NARA2.

31) From Francisco Dy to Provost Marshal, subject: Report of Pilfering from US Army Trucks, 8 June 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944–45, box no. 2282, NARA2.

32) From Segundo Augustin to President Osmeña, 27 June 1945, RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944–45, box no. 2282, NARA2. いわゆる区域作戦（Zonification）とは、かつてマニラ駐留の日本占領軍もゲリラ嫌疑者を摘発するために執った作戦の一つである。古くは、20世紀の転換期の比米戦争下でも米軍により執り行われた作戦でもある。この書簡では、区域作戦を zoning system と称しているが、zonificationと同じ意味を持つ用語と思われる。

33) この組織は、日本軍がフィリピンに侵攻した際、フィリピン国軍学校 Philippine Military Academy の将校候補生並びに現役の大学教員たちによって創設された抗日ゲリラ組織のことである。正確には Hunters Reserve Officers' Training Corps (ROTC) と称して、主にマニラ近郊における抗日活動に従事した [Villanueva 2022: 19–20]。



写真1 フィリピンの伝説的ギャング、
アシオン・サロンガ

出典：<https://newphilrevolution.blogspot.com/2011/12/manila-kingpin-asiong-salonga-story.html>. 2026年2月25日アクセス。

ニラ駐留米軍憲兵は、当座のマニラ警察権力の空白を埋め合わせるべく、未経験の一般市民を警察官に起用したが、多くの隊員たちが警察官という身分を利権化し、治安確保を口実に市民から多額の賄賂を着服するようになった。このような、いわゆる市民警察官（Civil policeman）は、従来のPC警察隊とは異なり、米軍に雇用されつつも、火器の携帯はほとんどなかった。こうした状況をギャングたちは利用し、ギャング同士の抗争は、この年の前半から後半にかけてマニラ市トンド地区全体を覆いつくした。それでも、6月25日、ちょうど前述のオーグスティン、マニラ市議会議員宅が米軍憲兵の作戦下にあった日、5人のギャング団のリーダーが米軍憲兵によって逮捕された。記録に従って、日本占領時代の職業、所属も併記する。

- 1 ホセ・バルコス・ガルシア（Jose Balcos Garcia） 元マカピリメンバー
- 2 ホセ・チコ（Jose Chico） 元BC隊員
- 3 フランシスコ・ケブラル（Francisco Quebral） 元ROTCゲリラメンバー
- 4 ニカシオ・サロンガ（Nicasio Salonga） 無職
- 5 ドミナドール・サロンガ（Dominador Salonga） 元BC隊員

この5人に共通する点は、全員トンド地区の出身で、戦前期は対日協力警察組織マニラのBC隊員あるいは抗日ゲリラROTCの残党であるということである。一人目のガルシアは、米軍からの横流し火器（45口径ピストル）を所持しており、これら火器は直ちに当局により没収

された。二人目にリストアップされているホセ・チコは、戦時中は元マニラ BC 隊員で、この年の6月9日に発生したトンド地区のもう一方のギャング組織のリーダー、マウリシオ兄弟殺害の罪で米軍憲兵に逮捕されながらも、直接の目撃者が証言を拒み、その後釈放されていた。3人目のケブラル（ニックネーム、Totoy Kirat）もマウリシオ兄弟殺害と銀行強盗の罪で逮捕されていたにもかかわらず、関係者証人の証言拒否により釈放されていた。4人目のニカシオ・サロンガは、別称アシオン（Asiong、これ以降、アシオン・サロンガと称する）、またはマニラ・キンピン（Manila Kingpin）とも呼ばれており、フィリピン史上、伝説的なギャングとして知られている。このグループは、トンド地区に隣接したビノンド地区（Binondo）に勢力範囲を有していた華人系ギャングと抗争になり、数人の華人を殺害した罪で逮捕されていた。しかしながら、この年の4月12日、収監されていた刑務所を脱獄し、再び逮捕されたが、この事件を起訴したマニラ検察当局がアシオン側からの脅迫を受け、釈放されていたのである。報告書によれば、訓練不足の非武装マニラ民間警察官（civil policeman）の多くは、これらギャングにコントロールされており、その多くがそのギャングの影響力を恐れていたという。米軍憲兵当局は、こうした民間警察官がギャングたちからの賄賂の供与を受けていることを報告している。³⁴⁾

ところで、ここでリストアップされている伝説的ギャングリーダー、アシオン・サロンガは、この年の11月18日の午後5時45分頃、マニラ市サンタアナ（Sta. Ana）のキャバレーを舞台に発砲事件を引き起こした。アシオン・サロンガを含むギャング団の仲間5名が米軍憲兵に逮捕され、現場からは彼らが所持していたという45口径ピストルが押収された。5名のうちアシオン・サロンガを含む2名が逮捕されたが翌日、1万ペソの保釈金で釈放されている。この抗争劇を記録した米軍憲兵隊長ホランド隊長の書簡によれば、アシオン・サロンガが小競り合いの口火をきり、小競り合いの最中、相手を威嚇するために機関銃も使用したという。³⁵⁾ ところがこのアシオン・サロンガは、保釈中の12月6日の夜、今度はトンド地区内の自分たちの縄張りの中において、他の敵対ギャングと銃の打ち合いを起こし、1名を殺害、もう一人のメンバーに重傷を負わせた。マニラ警察はアシオン・サロンガを逮捕したが、1万ペソの保釈金によってすぐさま保釈されてしまった。³⁶⁾

34) From L. J. Rauh, Lt. Col. AUS, Executive Officer to Dr. Jose Reyes, Secretary of President, 16 July 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA2.

35) Letter from J. P. Holland to Segundo Augustin. 27 November 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945-1946, box no. 1330. NARA 2. このアシオン・サロンガこと、ニカシオ・サロンガについては、次の文献も参照のこと。*The Life and Legend of Asiong Salonga*, Manila: e-publication. この小冊子の著者は不明。この小冊子はAmazonサイトで購入可能である。

36) From J. P. Holland to Segundo Augustin, President, Municipal Board of Manila. 7 December 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945-1946, box no. 1330. NARA 2.



写真2 戦後間もない頃、数々のギャング団による抗争劇の舞台となった
マニラ市サンタアナ地区にあったキャバレー

出典：Philippines Free Press, December 28, 1946.

以上のギャング団に共通する特色は、5人とも所持が禁じられていた米軍からの横流し火器を所有していた点である。アシオン・サロンガの甥の話によれば、当時のギャングのほとんどは、駐留下級米兵に酒をふるまい、その交換品として拳銃を受け取っていたという。または、おそらく、彼らの中には、戦時中にBC隊員として携帯が認められていた火器を戦後も所持し続けていた者がいた可能性がある。彼らに関わった多くの刑事事件において、複数の証言者が証言を拒み、5人とも複数の事件において釈放されている。また彼らの所持していた衣服や火器には、マニラ駐留米軍から非合法的な横流し物資も含まれていた。また、上記でリストアップされていたギャングの一人、ドミナドール・サロンガ（通称、ドミン Doming）は、アシオン・サロンガの兄にあたり、マニラ警察に勤務しながらもアシオンらが率いるギャングを背後から援助していた人物として知られている。³⁷⁾

37) From L. J. Rauh, Lt. Col. AUS, Executive Officer to Dr. Jose Reyes, Secretary of President, 16 July 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA2. または、著者のロミー・サロンガ（Romy Salonga）へのインタビュー。同氏は、ニカシオ・サロンガの甥。終戦直後の叔父、ニカシオ・サロンガの動向を記憶していた。2025年3月28日、マニラ市トンドにて。2025年当時、88歳。

こうしたギャングの暗躍は、日本占領時代末期から引き続いており、その構成メンバーの多くは、スラムを形成しているトンド地区の住民であり、戦時下から戦後復興期にかけて貧困に喘いでいる者たちであった。また彼ら5人の中には、日本占領期、日本軍に協力しながら蓄財した者もいた。多くのギャング組織は、小規模であり、例えばアション・サロンガをリーダーとする組織は、1945年6月当時、およそ20人弱のメンバーによって成り立ち、多くの強盗事件、殺人事件を引き起こしつつも、獲得した「戦利品」は、トンドで貧しい暮らしをしていた住民の間で分配されていたという。彼らは、当時のマニラ警察署部内で強力なコネクションを構築しており、彼らに対する取り締まりは極めてルーズだった。またアション・サロンガの恩恵を受けていたトンドの住民たちによる彼への強い支持は、トンド出身の警察官の動きにも影響を与え、それら警察官への金銭による買収工作がこうしたアション・サロンガ率いるギャング団組織の存続を促していた。ただ組織内の内輪もめや抗争は絶えず、とりわけ華人系ギャング団に対する縄張り争いは、1945年の後半期からアション・サロンガが殺害される1950年代前半まで続いた。³⁸⁾

3. マニラのティモテオ・エバンヘリスタによるギャングとハイアライ賭博

このような義賊的なギャングの組織化は、マニラにおいて日本占領期末期から復興期にかけて見受けられた。例えば、戦前からマニラの中心街にあった賭博場、ハイアライ (Jai Alai) の経営に関わったティモテオ・エバンヘリスタ (Timoteo Evangelista) もその義賊的なギャングの一人である。エバンヘリスタは、戦前期より様々な罪を犯しており、銀行強盗や殺人の罪で裁判所から有罪判決を受けたこともあった。その後、保釈中に香港へと逃亡し、香港のイギリス政府政庁よりフィリピンへ強制送還された。³⁹⁾ 日本占領中は、ハイアライの賭博経営に携わりながら駐留日本軍へ物資を売却し、一方で金の取引も行いつつ相当な蓄財を成した。エバンヘリスタは、その潤沢な財産を駆使し、日本軍憲兵隊によって捕らわれの身になった多くのマニラ市民を救ったと言われている。1945年2月に展開されたマニラ市街戦の最中においても、負傷した市民に医療補助を与えるべく、タフト通り (Taft Avenue)⁴⁰⁾ にあったフィリピン総合病院 (Philippine General Hospital, PGH) に相当額の金銭を寄付し、薬品の提供を行ったという。終戦後に開かれた対日協力者を裁く特別国民裁判審理の中で、多くの関係者がエバンヘリスタに好意的な供述や証言を行った。一方で、エバンヘリスタは、日本軍憲兵隊より供与された拳銃を使用しながら、戦中から戦後にかけてマニラ市エルミタ地区近辺を縄張りとするギャングを

38) ロミー・サロンガへのインタビュー。

39) ティモテオ・エバンヘリスタによる人身保護令請求に関するフィリピン最高裁判所からの決定文。1934年1月29日。G.R.No.40450. Supreme Court of the Philippines. 次のサイトを見よ。https://lawphil.net/judjuris/juri1934/jan1934/gr_40450_1934.html. 2025年12月31日アクセス。

40) 日本占領時代、タフト通りは、「大東亜通り」と称した。

組織化し、終戦後の時期、トンドのアシオン・サロングのグループと敵対していたのである。⁴¹⁾

ところで、このようなギャング団は、住民たちによってその存在が恐れられていたが、脆弱な、そして腐敗した警察組織のために、徹底した取り締まりを受けることはなかった。1945年6月8日に米軍憲兵ホランド隊長に寄せられた書簡によれば、当局がこのようなギャング団構成員を逮捕したとしても、給料が十分でない市民警察が彼らから賄賂を供与されると、直ぐにでも釈放される状況が報告されている。⁴²⁾

また、この年の12月14日付でホランド隊長は、高校生ギャングの巢窟と報告されていたマニラの中華街、ビノンド地区に位置していたアリエラノ高校 (Arellano High School) 宛に書簡を送付し、マニラ市内で横行する犯罪抑制の難しさを訴えている。ホランド隊長はこの書簡において、犯罪を抑え込むには米軍憲兵隊員の数ないしマニラ警察の警察官の数が不足していることを述べつつ、12月上半期の犯罪、すなわち38件の盗難事件の内の半数以上、24件がマニラ市検察当局によって不起訴となり、わずか7件の被告人のみが裁判所から有罪判決を受けたに過ぎないと述べている。また8件の火器不法所持事案では、6事案が市検察当局によって不起訴処分を受けた。加えてホランド隊長は、ギャングを含むマニラ市の地下に横行する不逞分子がマニラ警察当局によって逮捕され投獄されたとしても、問題は検察当局が何らかの賄賂供与を受けて、被疑者を即釈放してしまうところにあると述べた。⁴³⁾

ホランド隊長は、1945年11月27日のマニラ市議会議員オーグスティンへの書簡の中で、「現在のマニラの治安状況が戦前の状況と単純には比較できないが、明らかに戦前のマニラの治安の方が格段に良かったと思う。犯罪統計の書類は、2月のマニラの市街戦で焼失してしまったので存在しないが、現在のマニラの治安はアメリカの大都市圏における治安の悪化状況と似たようなものである。現在の我々、米軍憲兵による治安改善へ向けての動きは、新政府 (コモンウェルス政府) の司法当局の非協力的な動きに阻まれている」とコモンウェルス政府下の腐敗した警察検察組織を激しく非難した。⁴⁴⁾

ホランド隊長と同様、こうした戦後復興期のマニラの治安は、日本占領時代の治安よりも悪化したと断言する米軍当局者もいた。マニラ駐留米軍基地 (Base X) の W. A. ウッド (W. A.

41) この件に関しては、以下の特別国民裁判の資料を参照のこと。File of Timoteo Evangelista, folder no. 112-15. People's Court Papers, Special Collection Section, University Main Library, University of the Philippines, Quezon City, Philippines.

42) Letter from private informant to J. P. Holland, Provost Marshal Manila, 8 June 1945. RG496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

43) Letter from J. P. Holland to Juan Laya, Acting Principal of Arellano High School, 14 December 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945-1946, box no. 1330. NARA 2.

44) 前掲 Letter from J. P. Holland to Segundo Augustin. 27 November 1945.

Wood) 中将兼参謀長は、11月21日に基地司令官に書簡を送付し、18日に発生したサンタアナ・キャバレー発砲事件に触れ、事件当時、銃が乱射された小競り合いで多くの米兵も負傷したことに遺憾の意を表明し、当時のフィリピン警察当局の対応が極めて不適当である点を非難した。⁴⁵⁾

4. マニラ市内における他のギャングの活動

マニラ市トンド地区内でのギャング抗争劇以外にも別の場所でもギャング同士の抗争劇は激しさを増していた。一つの大きな事案は、マニラ市に隣接するリサール州マンドルーヨン町ノバリチェス通り (Novaliches, Mandaluyong) 近辺を縄張りとするギャング団のリーダー、アルフォンソ・パパ (Alfonso Papa) とペドロ・パパ (Pedro Papa) のパパ兄弟両名殴打事件である。パパ兄弟に関する出自などについては不明な点が多いが、米軍憲兵の記録によれば、この兄弟は日本占領期においては日本軍当局に戦争関連の物資、食糧を売却し、相当な蓄財を行ったとみられている。この蓄財の結果、パパ兄弟はギャングを組織化し、マンドルーヨン周辺で絶大な縄張りを形成するに至ったという。こうした中、この兄弟に怨恨感情を持つ他のギャング団と幾度となく抗争を繰り返していた。後にとある賭博場の管理者がパパ兄弟に怨恨感情を持つに至り、1945年4月9日、この賭博場管理者とパパ兄弟の間で殴り合いの喧嘩となり、この兄弟二人は搬入先の病院 (セントジョセフ病院) で死亡した。⁴⁶⁾

ところで、米軍憲兵隊とマニラ警察の尽力により、激しい暴力を行使したギャング組織の構成員たちは逮捕されたが、ほどなくして釈放されることも多かった。1945年12月4日、フィリピン通信銀行 (Philippine Bank of Communication, PBC) は、アション・サロンガが率いるギャングによって襲撃されたが、事前に動きを察知していた米軍憲兵隊とマニラ警察の合同作戦によりリーダー、アション・サロンガを除く4名が逮捕された。PBCの親銀行にあたる中国銀行公社 (China Banking Corporation) は、12月6日に米軍憲兵隊とマニラ警察に感謝状を送付し、マニラ市議会もこの逮捕劇によって強奪された43万ペソが奪還されたことに関して感謝の意を表する決議文を発した。この事件を契機にPBCは、在マニラ中華民国総領事を通して、米軍憲兵隊のホランド隊長に対して、銀行入り口の警備にあたっている警備員に火器の携帯を許可するよう求めた。ホランド隊長は、この書簡の受領から2日経過した12月12日、この総領事に対しての返書の中で、警備員に火器を所持させることにやぶさかではないが、マニラ警

45) Letter from W. A. Wood, Chief of Staff, Base X to Commanding General Base X, 21 November 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945-1946, box no. 1330. NARA 2.

46) Report of investigation of Alfonso Papa and Pedro Papa, prepared by Lorenzo Parks, Manila Provost Marshal, 19 April 1945. RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2282, NARA 2.

察当局に火器が必要な理由書を添えて、許可証の申請をするようにと述べたのである。⁴⁷⁾

このような一見して効率的な犯罪摘発がある一方で、マニラ市内のギャング団あるいは盗賊集団の犯罪は拡大していった。マニラ市内の犯罪率がなかなか減少しない背景には、前述した華人系ギャング団同士の縄張り抗争が激化していたこと、そして当時の法務省内の検察当局並びにマニラ警察当局内において横行した様々な賄賂授受もあげられよう。ところで、1951年10月、マニラ・キンピンとして異名をとったトンドのギャング、アション・サロンガは、組織内部において怨恨感情を持つ同志に射殺された。その後、フィリピン社会には民衆間においてさえも火器保持が定着し、現在に至るもフィリピン社会における不安定な治安状況の一端を成している。

5. 元対日協力者華人ビジネスマンに対する脅迫と暴力

マニラ市全域で活発化したギャング団の抗争劇がある一方で、華人同士の暴力も激化した。元来、マニラに古くから在住している華人の歴史は、はるかスペイン植民地時代以前にも遡ることができるが、マニラ在住華僑の祖先はとりわけ中国大陸の福建省にその多くを見出すことができる。そのため、彼らの多くは、フィリピン国内においても福建語を好んで使用しつつ、華人としての強いアイデンティティを保持しながらフィリピン史においても顕著な役割を果たしてきている。

日本軍が1942年1月にマニラに駐留する前後より、在フィリピン華僑の多くの若者らが中心となって抗日ゲリラ組織、いわゆるホワーチー（Wha Chi 華支）が結成された。この組織は、共産主義のイデオロギーが強いルソン島中部の抗日組織、フクバラハップを構成する一組織として位置付けられ、1942年5月には「四八中隊」（Squadron 48）とも称した。構成員は、マニラの華人居住地であるビノンド地区の教員、事務員、または新聞記者などの知識人たちが参加していた。⁴⁸⁾ 一見して、一枚岩に見える華人の抗日組織ではあったが、一方でこうした共産主義のイデオロギーを嫌い、戦前から蓄財した財産あるいは日本占領期間中に賭博事業を営みながら、ギャングを組織化し対日協力をする華人もいた。彼らは、駐留日本軍に取り入りながら火器を保持しつつ、憲兵隊などによって拘束された同胞の華人を救い出し、同時に金銭を供与して義賊的な行動を取っていた。こうした対日協力に関わった華人たちは、終戦直後からホ

47) Letter from Albino Sycip, President of China Banking Corporation to J. P. Holland, 6 December 1945; Resolution of Manila City Board, 6 December 1945; Letter from M. L. Tuan, Consul General, Republic of China, 10 December 1945; Letter from J. P. Holland to Consul General M. L. Tuan, 12 December 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945–1946, box no. 1330. NARA 2.

48) 在フィリピン華人抗日ゲリラ「ホワーチー」（華支）については、以下の文献を参照のこと。Liang Shang Wan, Cai Jian Hua. (translated by Joaquin Sy). *The Wha Chi Memoirs*, Manila: Kaisa Para Sa Kaunlaran, Inc., 1998.

ワーチャーによる報復措置を受けることとなる。その経過を見てみる。

戦前期よりマニラ市のビノンドで生まれ育ったリム・チュアン・チョン（Lim Chuan Chong, フィリピン名 Francisco Guevarra）は、サンバレス州イバ町（Iba, Zambales）の出身であったが、両親が鉄鋼会社を経営していた関係上、マニラに居住していた。戦時下はさしたる仕事もしていなかったが、日本軍がマニラを占領し始めた頃より賭博ビジネスを始めた。リムは、共産主義のイデオロギーを嫌い、当時組織化されたホワーチャーによる抗日運動には参加せず、賭博ビジネスで蓄財した。蓄財した財力を駆使しながら憲兵隊に近づき、そこで火器所持が許された。リムによって所持されていた火器は、その他、BCの下にあったマニラ警察から供与されたこともあった。リムは、当時、日本軍憲兵隊が管理運営していたフォートサンチャゴ（Fort Santiago）に投獄された同胞たちを憲兵隊へ賄賂の供与を行いながら救い、同時にホワーチャーの活動を阻止するための対日協力、すなわちゲリラ嫌疑者の情報提供などを行った。⁴⁹⁾

戦争終結後、こうしたリムの対日協力に対するホワーチャー側の報復措置が始まった。1945年9月10日の午後2時頃、マニラ市リサール通りグレイスパーク611番地にあったリムの父親リム・キムが経営する Lim Kim 鉄鋼会社に5人組の華人グループが訪問し、まず一通の手紙をリム・キムの妻、チュー・キン（Tiu Kin）に手渡した。その手紙は、かつての華人抗日ゲリラ指導者の一人オー・ファイ・ホー少尉（Lt. Oh Hui Ho）の署名入りであり、2万ペソの支払いを強要し、それを拒んだ場合、リム・キムを殺害する旨の内容が書かれていた。リム・キムはこの事実をマニラ米軍憲兵隊へと連絡し、この手紙を手渡した二人の華人、アン・テク・チョウ（Ang Tek Cho, 当時19歳）とタン・シー・ベン（Tan Sy Peng, 当時26歳）の逮捕を求めた。13日になって、この華人二人がリム・キム宅を訪れ、金銭を要求し、それをリム・キムが拒否した後、持っていたピストルを使用して脅迫しようとしたところを米軍憲兵隊によって逮捕された。

米軍憲兵隊とマニラ警察の合同捜査本部は、この脅迫事件と火器不法所持について捜査を始めた。捜査報告書によれば、この二人はお互い知らない人物であるといいながら、結局は、脅迫状に署名をしていたオー・ファイ・ホー少尉の命令を受けて行動していたことが判明した。その脅迫状には、この元ゲリラ指導者が当時、「反・対日協力者華人部隊」（Philippine Chinese Anti-Japs and Collaborators Corps）のリーダーであり、リム・キムが息子のリム・チュアン・チョンと共に日本占領時代、日本軍当局へ大量の戦争物資を販売して利益を上げた廉で処刑されるべき、という内容が書かれていた。加えて、命の補償と引き換えに2万ペソの金銭を要求していたのである。⁵⁰⁾

49) File of Lim Chuan Chong (a.k.a. Francisco Guevarra), folder no. 177-10, People's Court Papers, Special Collection Section, University Main Library, University of the Philippines, Quezon City, Philippines.

50) Investigative report prepared by the detective bureau of Manila Police Department, 14 September 1945. Subject: Ang Tek Cho and Tan Sy Peng; Letter from J. P. Holland to Consul General of Republic of China, ↗

この組織は、このリム・キム以外のかつての対日協力華人に対してもこうした脅迫状を送付していた可能性がある。1945年9月10日付の脅迫状には、「この組織が立ち上げられて以来、我々は日々活動を続けている。組織拡大につれ、資金がどうしても必要だ。我々の代表がそちらへ向かうことになっている。おまえがこの要求を拒否することがないようにと祈っている」という内容が書かれていた。⁵¹⁾

この「反・対日協力者華人部隊」は、ホワーチーの一派閥であり、かつて抗日ゲリラ戦で使用した火器を仕事のない貧しい華人たちに貸し与えて、こうした脅迫まがいのアウトロー的な犯罪に関わらせていたのではないかと想像される。逮捕されたアン・テク・チョウとタン・シー・ベンは脅迫と武器不法所持の罪状で逮捕起訴されたが、実際の脅迫の黒幕にいたオー・フイ・ホーは逮捕されなかった。前述の報告書では、例の二人の華人が脅迫に使用しようとした火器が実は、ルソン島中部のパンパンガ州のゲリラから（抗日ゲリラなのか、それともフクバラハップからかは不明）横流しされたものであると結論付けている。⁵²⁾

6. 1946年以降のゲリラの蛮行と私設自警団の組織化

以上述べてきたようなフィリピンの都市部におけるギャングの組織化は、復興期に顕著になった警察権力の脆弱化と空白化によってさらに拍車がかかり、地域住民向け治安維持組織としての警察への信頼を揺るがす結果をもたらした。トンドのように戦前期より貧困に喘いでいる地域においては、1950年代前後より、例えばアション・サロンガのようなギャングは地域の治安を維持し、義賊のような存在として一般住民間でもてはやされた。日本軍が撤退した後も、首都マニラのみならず、地方の治安も極めて不安定で、元ゲリラによる蛮行は後を絶たなかった。1946年の後半期、かつて日本軍によって占領されていたボホール島では、多くの一般市民がゲリラにより殺害されたとの報道がなされた。報道では、ボホール島のとある村では、6名の市民が対日協力をした廉でゲリラに拘束され、処刑のための穴を掘らされ、その後拳銃で一人一人殺害されたという。ここでは、正式な裁判も開かれず、即刻処刑の措置がなされた。その中には地元裕福な地主階級出身の人物が含まれており、その人物はゲリラ側から「自白状」なる文書への署名を強要され、署名後直ちに銃殺されたのだという。またミンダナオ島のミサミスオリエンタル州（Misamis Oriental）では、200人もの対日協力嫌疑者がゲリラによって連

↘ M. L. Tuan, 20 September 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945–1946, box no. 1330. NARA 2.

51) English version of Hu Fei Hu's Extortion Letter to Lim Kim, 10 September 1945. RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945–1946, box no. 1330. NARA 2.

52) 前掲, Investigative report prepared by the detective bureau of Manila Police Department, 14 September 1945. Subject: Ang Tek Cho and Tan Sy Peng.

行され、適宜な裁判を受けることなく全員が銃殺された。⁵³⁾

こうした復興期における治安悪化に対応するべく、そして、公的な警察権力を補完するべく、いわゆる私設自警団 (private volunteer groups) が次々に組織化されていった。例えば、終戦後1年が経過した頃、ルソン島中部のヌエバエシハ州クヤポ町 (Cuyapo) では、サルシード自警団 (Salcedo Volunteer Group) が、かつてのゲリラ指導者によって組織化され、地元の警察による治安活動の補助的な機能を果たした。ただ、こうした私設自警団に対して反感を抱く地方の首長も多く存在し、フィリピン中部の島、サマル島では、これら活動に対して厳しい取り締まりが行われた。ここでは、日本軍撤退後、駐留米軍関連の商業活動で財を成した住民たちに対する犯罪が増加し、防犯を目的に結成された私設自警団は、その活動が地元のギャングとのつながりがあるとして制限を受けた。1946年7月6日付の *Philippines Free Press* の記事によれば、多くのサマル島の住民たちは、私設自警団の活動を望んでおり、ある住民は「もしも、ロハス大統領に犯罪が横行する地域での私設自警団組織の必要性に関して知らされれば、彼は必ずやその組織の活動に賛同するに違いない」と述べていた。⁵⁴⁾

その他、レイテ島においては、戦後復興期の1946年8月頃、西部海岸線の町、バイバイ町 (Baybay) の非公式な「法執行部隊」 (law enforcing bands) なる私設自警団がフィリピン新政府の下にあるはずの町の行政や警察権を牛耳っている様子が1946年8月17日付の *Philippines Free Press* で報じられた。それによると、その「法執行部隊」は、島内のかつての抗日ゲリラ組織、いわゆる Leyte Area Command の一部隊の元ゲリラを強盗などの罪を犯した廉で逮捕した。彼らは、バイバイ町の町長からも一目を置かれる存在で、戦時下で使用していた武器を手放さず、地域の治安維持に従事していたという。⁵⁵⁾

結論

1. 政治暴力とは異なる「社会的盗賊」を主体とする暴力

以上、日本占領期末から、日本軍撤退後の戦後復興期の状況を暴力の展開を中心に検討してきた。ここで明白になった事実は、日本占領期を皮切りにフィリピン社会では火器が住民間で定着し、それを皮切りにその後の様々な形態の暴力の発端になったこと。そして、本稿の最後で論じられた私設自警団の組織化から理解できるように、従来の「民衆暴力」概念とは異なった文脈においてしか理解され得ないような特色を抱えた暴力を行使する集団、いわゆるホームズバームが指摘する「社会的盗賊」が戦中から戦後間もない頃のフィリピン社会におい

53) Are All Guerrillas Heroes? *Philippine Free Press*, 13 July 1946.

54) A Cry from Samar. *Philippines Free Press*, 6 July 1946.

55) Law Enforcing Bands? *Philippines Free Press*, 17 August 1946.

て生成されたことである。つまり、英雄的ゲリラ像からこぼれ落ちた暴力が戦争末期から戦後復興期において横行したのである。従来までの日本占領下フィリピンに関する諸研究の中で、とりわけその当該社会における衝撃や結果に関する諸研究のほとんどが政治ないし経済的領域に限定されてきたことを考慮すれば、今回の研究において、戦中から戦後にかけてフィリピン社会において生成された新たな暴力の主体を、社会史研究の中の「社会的盗賊」という概念を用いながら新たに示すことができたのではないかと考える。

本研究においては、こうした「社会的盗賊」が「義賊的集団」として一般住民によって強く支持されていることも明らかにされた。これは、取りも直さず、民衆が国家による公的な法の支配よりもむしろ、民衆間で共有される独自の法の支配を望むようになったことを意味している。しかしながら、その一方で、このような「社会的盗賊」が行使する暴力は、政治的闘争の中で展開されることはなくとも、一般住民に対する暴力として展開されることもあった。例えば、戦後復興期において、マニラで暗躍したアション・サロンガが率いるギャングにはその活動において政治的なイデオロギーはなく、後にマニラ選挙区内の自由党（Liberal Party）候補の選挙運動に加担するような暴力を展開した経緯はあったにせよ、その内実はその候補者からの金銭的な授受による日和見主義的な活動であった。⁵⁶⁾

2. 武装解除の失敗と警察権力の空白からもたらされた社会現象としての暴力

こうした政治的イデオロギー色彩が見受けられず、銀行強盗などの犯罪に手を染めていたギャングは、かつて戦時中に共産主義のイデオロギーを有していた戦後間もない頃のフクバラハップ系集団にも垣間見ることができる。彼らの終戦後における活動は、政治的闘争として捉えるのではなく、戦後復興期の一つの社会現象として捉えるべきであると考ええる。こうした社会現象の背景には、終戦直後の米軍当局とコモンウェルス政府による、かつての抗日ゲリラに対する武装解除の失敗、並びに警察権力の空白があり、それが戦後復興期のフィリピンにおける暴力の社会的常態化をもたらしたといえることができる。結局、火器のフィリピン社会における定着が日本軍撤退後の社会変化をもたらした大きな要因の一つである。フィリピンにおける日本占領時代は、それまで植民地社会特有のエリート優越性の下で生活苦に喘いでいた貧困層の自警団や抗日ゲリラ組織への参入という中で、彼らに火器を供与する機会をもたらした。戦前期のアメリカ植民地時代、火器保持の機会、PCやユサフェなどの実力組織の成員たちのみに与えられており、民衆が火器を保持できる機会は極めて少なかったと言える。戦争直後にユサフェにゲリラ認証を申請した各ゲリラ組織に対する武装解除が徹底されなかったことは、その後の復興期における火器定着の発端となったことに注意を向けなければならない。

56) ロミー・サロンガへのインタビュー。

火器の民衆間における定着と治安の悪化は、1945年の前半、米軍マニラ憲兵隊隊長のホランドがいみじくも文書で述べたように、終戦直後の治安が日本占領時代よりも悪化した、という言葉に反映されている。事実、首都マニラだけでも、数多くの犯罪が横行し、加えて終戦末期から顕著な組織化が見られたギャングによる強盗や殺人にマニラ米軍憲兵隊やマニラ警察はなす術もなかった。米軍憲兵は、マニラ警察と連携しつつも、その連携は十分ではなかった。このような米軍側とフィリピン政府側との不十分な連携関係の結果、マニラ警察組織内は賄賂の供与を受けた数多くの警察官たちで満ち溢れ、結果的に市内で横行していたギャングの犯罪を助長することに繋がった。ここには、駐留米軍やフィリピン国軍から警察当局に不十分な火器供与がなされていなかった事実もさることながら、ギャングからの度重なる賄賂供与により、ギャングと警察組織との間の強い癒着が生まれ、ギャングに対する徹底した取り締まりが行われなかったことも理由として指摘される。⁵⁷⁾

こうした事案に腐敗したフィリピン・コモンウェルス政府の司法機関は適宜な措置を施すことはなかった。米軍憲兵隊は容疑者を逮捕したとしても、買収された警察ないし検察組織を背景に、こうした容疑者らは数日で高額な保釈金で釈放された。潤沢な保釈金が即座に準備できたということは、日本占領時代に蓄財に成功したギャング団が数多く存在したことをうかがわせる。ギャングたちは、賭博事業などからもたらされた金品で貧困に喘ぐ民衆にその分け前を供与したと言われ、時として英雄として見なされることがあった。マニラのトンド地区を中心に暗躍したギャングたちの出自には様々な背景があるが、多くは戦前から生活に苦む貧困層であり、彼らは日本占領時代を契機に初めて火器を手になすことになったと思われる。⁵⁸⁾そして、彼らは、日本占領時代においてはある者は ROTC のようなゲリラ組織の中で対日抵抗を、ある者は BC 隊員として対日協力に関わる。

3. フィリピン社会の貧困と現在につながる暴力

戦後になり、彼らの多くは貧困からの脱却と治安維持を大義にギャングを組織化するようになる。本稿でも取り上げたように、こうしたギャングは、戦時下のフィリピンにおいて義賊的な行動を取ったティモテオ・エバンヘリスタ、華人のリム・チュアン・チョン、そして戦後から数年にわたってトンドで暗躍したアション・サロンガがその代表格である。戦時下、マニラに居住していた華人も駐留日本軍に対して協力と抗日のせめ際にあったが、華人ゲリラのホワーチーの残党もやはり貧困層を駒として利用しつつ、かつての対日協力者に対しての強盗や脅迫などの犯罪に手を染めている。忘れてはならないのは、マニラに駐留していた下級米兵た

57) 復興期におけるフィリピン政府内部の検察並びに警察組織内の汚職に関しては、次の記事が詳しい。
Sixto Garcia. *Crime Does Pay. Philippines Free Press*, 26 October 1946.

58) マニラ市のトンド地区の歴史について若干触れる必要があると思われるが、本稿ではそれに関する議論は割愛した。

ちがこのようなギャング団と結託しながら、火器をギャングに横流ししていたことである。著者が面談調査したアション・サロンガの甥は、その叔父がトンドで生産される酒類を米軍からの火器と交換していたと証言した。⁵⁹⁾

ギャングたちの暴力は、一見すると火器を不法所持しながらの犯罪にしか見えないが、そこには冗長な貧困からの解放を追い求めつつ、貧困に喘ぎながらも地域の秩序を維持し、尚且つエリート主導の政府に対抗するための特色も垣間見える。⁶⁰⁾ 日本占領期前後より顕著になった抗日ゲリラの暴力も、ある意味、マニラのトンドで展開されたギャングの暴力と同様な論理があったと思われる。彼らの多くは、無抵抗の非武装市民に対する暴行やいやがらせを行ったが、とりわけ戦前期、地主として名を馳せた一族に対する復讐としての暴力も行使した。いずれも戦前からの富裕層と貧困層間に横たわる非対称関係がこうした暴力の論理として位置づけられる。そして、日本占領という時代が彼らに火器所持を定着させ、これを契機として火器保持がフィリピン社会に定着してしまったのである。また一方で、華人系銀行がギャングに襲撃され、その後、実力組織ではなかった金融機関などを警護する警備員たちに火器保持が認められたことも、フィリピン社会における火器定着のもう一つの背景になっていったことも忘れてはならない。

日本占領末期から戦後復興期にかけてのフィリピン社会において、頻繁に展開された「社会的盗賊」による暴力は、その暴力の主体が民衆間で生成されたとしても、その暴力組織が一般住民と同様な民衆組織として位置付けられるものではなかった。その意味で、彼らが行使した暴力は民衆間暴力とは一線を画したものである。これら組織の多くには政治暴力の根源となるような政治的イデオロギーは存在しなかったが、アション・サロンガの例からうかがい知れるように、時として特定政治家を庇護するような暴力の展開を見せることもあった。本稿では、史料上の制約のため、当時の暴力の常態化が現在のフィリピン社会に横行する暴力とどの程度関連するかを検証するまでには至らなかったが、一部の政治家が政治活動を展開する中で、地元のギャングを利用した事実から、⁶¹⁾ ギャングのその後の活動が50年代から60年代にかけて頻発する政治暴力の一翼を成していく点が窺える。

こうした暴力の歴史的意味を解明することは、現在のフィリピン社会における治安不安や政治暴力の背景を理解するための重要な補助線となるであろう。まさしく、日本占領末期から戦

59) ロミー・サロンガへのインタビュー。

60) ロミー・サロンガへのインタビュー。または、フィリピン映画、Asiong Salonga: Hari ng Tondo 1950 (Solar Film), (George Estrengan Jr. 主演, Armando de Guzman Jr. 監督, 1990年制作) 内の一場面での主人公アション・サロンガの台詞, 「自分は社会に打ちのめされ、貧しい人たちのために動いている」がある。

61) フィリピンの著名なジャーナリスト、ラフィー・レルマ (Raffy Lerma, 元 Philippine Daily Inquirer のカメラマン) が制作したナショナルジオグラフィックの番組「ナイトクローラー」(The Nightcrawlers) (2017年制作) を見よ。ラフィー・レルマとのインタビュー。レルマ氏は、著者とのインタビューで一部の政治家や警察官がトンドのような貧困地域に存在するギャングや自警団を利用していると語った。2025年8月30日、マニラ首都圏マンドルヨン市にて。

後復興期にかけての暴力と現在の暴力との連続性を検証することは、戦後社会のフィリピンにおける暴力文化を理解する上で不可欠である。本稿は、この部分について追究するための最初の試論である。

付 記

本研究には、日本学術振興会科学研究費助成22K20063「日本占領下フィリピンにおける階級上昇の研究」(2022年～2024年)並びに2024年度三菱財団人文科学研究助成を受けた。フィリピン・マニラにおける調査活動には、「まにら新聞」記者、竹下友章氏とロビナ・アシド(Robina Asido)氏の協力を得た。記して感謝する。

参 考 文 献

一次資料

- National Archives and Record Administration, Archives 2 (NARA 2), College Park, Maryland, USA.
RG407. Report on the Western Guerrilla Warfare Forces. October 23, 1944, in Guerrilla Recognition Files, Philippine Archives Collection, Western Guerrilla Warfare Forces. Box 286, file no. 17-14.
RG495. Records of the Headquarters, United States Army Forces, Western Pacific. Provost Marshal. Letters to and from Col. J. P. Holland, Provost Marshall of Manila. 1945-1946, box no. 1330.
RG 496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area (SWPA) and United States Army Forces, Pacific. Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45, box no. 2281, 2282, 2283.
RG496. Records of General Headquarters, Southwest Pacific Area and United States Army Forces Pacific, Civil Affairs Section. General Correspondence 1944-45. PCAU16-21. Box 2293.
University of the Philippines Main Library Special Collection, Diliman, Quezon City, Philippines.
People's Court Papers, File of Timoteo Evangelista, folder no. 112-15.
People's Court Papers, File of Lim Chuan Chong, folder no. 177-10.

二次文献(英語) アルファベット順

- Agoncillo, Teodoro. 1956. *The Revolt of the Masses: The Story of Bonifacio and the Katipunan*. Quezon City: College of Liberal Arts, University of the Philippines.
———. 1975. *A Short History of the Philippines*. Kalookan City: Philippine Graphic Arts Inc. (アゴンシリョ, チュドーロ. 1977. 『フィリピン史物語——政治・社会・文化小史』岩崎玄(訳). 東京: 井村文化事業社.)
Ara, Satoshi. 2022. Resistance and Collaboration: The Japanese Occupation of Leyte, Philippines, and the Role of the Masses in Wartime Violence. *Journal of Southeast Asian Studies* 53(1-2): 252-276.
———. 2023. Filipino Collaboration and Atrocities in the Japanese-occupied Philippines and Their Unjust Judicial Consequences: Case Study of Sagay, Negros Occidental. *Philippine Studies: Historical and Ethnographic Viewpoints* 71(3): 381-412.
Baclagon, Uldarico. 1966. *The Philippine Resistance Movement against Japan: 10 December 1941-14 June 1945*. Manila: Veterans Federation of the Philippine.
Cullinane, Michael. 2014. *Arenas of Conspiracy and Rebellion in the Late Nineteenth Century Philippines: The Case of the April 1898 Uprising in Cebu*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
Fegan, Brian. 1993. Entrepreneurs in Votes and Violence: Three Generations of a Peasant Political Family. In *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines*, edited by Alfred McCoy, pp. 33-107. Madison: University of Wisconsin Press.
General Headquarters United States Army Forces Pacific. 1948. *The Guerrilla Resistance Movements in the Philippines*. Vol. No. 1, Intelligence Series.

- Goodman, Grant. 1982. The Japanese Occupation of the Philippines: Successful Collaboration of Invading and Indigenous Power Elites. *Journal of International Studies* (Sophia University) No. 9: 30–39.
- . 1988. The Japanese Occupation of the Philippines: Commonwealth Sustained. *Philippine Studies* 36(1): 98–104.
- Guha, Ranajit. 2009. On Some Aspects of the Historiography of Colonial India. In *The Small Voice of History: Collected Essays*, edited by Ranajit Guha, pp. 187–193. Ranikhet: Permanent Black. (グハ, R. 他. 1998. 『サバルタンの歴史——インド史の脱構築』竹中千春(訳). 東京: 岩波書店.)
- Hapal, Karl; and Jensen, Steffen. 2017. The Morality of Corruption: A View from the Police in Philippines. In *Corruption and Torture: Violent Exchange and the Policing of the Urban Poor*, edited by Steffen Jensen and Morten Koch Andersen, pp. 39–68. Aalborg: Aalborg University Press.
- Hobsbawm, Eric. 2000. *Bandits*. London: Weidenfeld & Nicolson.
- Jose, Ricardo T. 1997. *Captive Arms: The Constabulary under the Japanese, 1942–45*. Professorial Chair Paper series. Quezon City: College of Social Science and Philosophy, University of the Philippines.
- Kerkvliet, Benedict J. 1979. *The Huk Rebellion: A Study of Peasant Revolt in the Philippines*. Quezon City: New Day Publishers.
- Lande, Carl H. 1965. *Leaders, Factions, and Parties: The Structure of Philippine Politics*. New Haven: Southeast Asian Studies, Yale University.
- Lear, Elmer. 1951. Collaboration, Resistance, and Liberation: A Study of Society and Education in Leyte, the Philippines under Japanese Occupation. Ph.D. Dissertation, Columbia University.
- Liang Shang Wan; and Cai Jian Hua. 1998. *The Wha Chi Memoirs*. Translated by Joaquin Sy. Manila: Kaisa Para Sa Kaunlaran, Inc.
- McCoy, Alfredo. 1980. “Politics by Other Means”: World War II in the Western Visayas, Philippines. In *Southeast Asia under Japanese Occupation*, edited Alfred McCoy, pp. 158–203. New Haven: Yale University Southeast Asia Studies.
- . 1984. Survey I; Social History of the Philippine Archipelago: Problems of Time and Space. *Environment and Planning D: Society and Space* 2(1): 107–112.
- , ed. 1993. *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines*. Madison: University of Wisconsin Press.
- . 2000. *Lives at the Margin: Biography of Filipinos Obscure, Ordinary, and Heroic*. Madison: University of Wisconsin Press.
- . 2009. *Policing America's Empire: The United States, the Philippines, and the Rise of the Surveillance State*. Madison: The University of Wisconsin Press.
- Mill, Edward. 1946. *The Philippines Prepares for Independence*. Department of State.
- Mojares, Resil B. 1984. The Historiography of the Japanese Occupation. In *Proceedings of the Fifth National Conference on Local History*, pp. 1–6. Iligan City: Mindanao State University.
- Pobre, Cesar P. 1962. The Resistance Movement in Northern Luzon (1942–45). MA thesis, University of the Philippines.
- Richardson, Jim. 2013. *Light of Liberty: Documents and Studies on the Katipunan, 1892–1897*. Quezon City: Ateneo de Manila University.
- Scott, James C. 1972. Patron-Client Politics and Political Change in Southeast Asia. *American Political Science Review* 66(1): 91–113.
- Segura, Manuel F. 1975. *TABUNAN: The Untold Exploits of the Famed Cebu Guerrillas in World War II*. Cebu City: MF Segura Publication.
- Sidel, John. 1993. Walking in the Shadow of the Big Man: Justiniano Montano and Failed Dynasty Building in Cavite, 1935–1972. In *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines*, edited by Alfred McCoy, pp. 109–161. Madison: University of Wisconsin Press.
- . 1999. The Usual Suspects: Nardong Putik, Don Pepe Oyson, and Robin Hood. In *Figures of Criminality in Indonesia, the Philippines, and Colonial Vietnam*, edited by Vicente Rafael, pp. 70–94. Ithaca: Southeast Asia Programs, Cornell University.
- Sobritchea, Carolyn. 1984–86. Banditry in Cavite during the post-World War II Period. *Asian Studies: Journal of Critical Perspectives on Asia* 22–24: 10–27.
- Sturtevant, David R. 1976. *Popular Uprisings in the Philippines, 1840–1940*. Ithaca: Cornell University Press.

- Terami-Wada, Motoe. 2014. *Sakdalista's Struggle for Philippine Independence 1930–1945*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- The Life and Legend of Asiong Salonga*, (author unknown). Manila: e-publication.
- Viilaneuva, James A. 2022. *Awaiting MacArthur's Return: World War II Guerrilla Resistance against the Japanese in the Philippines*. Lawrence, Kansas: University Press of Kansas.

二次文献（日本語）アルファベット順

- 荒 哲. 2018. 「日本占領下フィリピン周縁社会の忘れ去られた民衆間暴力——レイテ島の対日協力準軍事組織の活動をめぐって」『アジア研究』64(3): 33–59.
- . 2021a. 「日本占領下の戦時暴力と戦後の対日協力裁判をめぐる不平等な断罪——フィリピン・ネグロス島の例」『アジア経済』62(3): 32–62.
- . 2021b. 『日本占領下のレイテ島——抵抗と協力をめぐる戦時下フィリピン周縁社会』東京：東京大学出版会.
- . 2023. 「日本占領下フィリピン社会の忘れられた未完の革命運動」『グレーゾーンと帝国——歴史修正主義を乗り越える生の営み』高綱博文；門間卓也；関智英（編），479–496 ページ所収. 東京：勉誠出版.
- ホセ，リカルド. 1993. 「日本のフィリピン占領の遺産」後藤乾一（訳）. 『太平洋戦争』細谷千博；本間長世；入江昭；波多野澄雄（編），511–537 ページ所収. 東京：東京大学出版会.
- 芹澤隆道. 2012. 「フィリピン・コルディレラ山地社会の『アメリカ化』とイゴロットの対日協力問題」『東南アジア研究』50(1): 109–139.

その他

雑誌記事（発行順）

- A Cry from Samar. *Philippines Free Press*, 6 July 1946.
- Crime Does Not Pay. *Philippines Free Press*, 13 July 1946.
- Lim, Rodrigo. Are All Guerrillas Heroes? *Philippines Free Press*, 13 July 1946.
- Law Enforcing Bands? *Philippines Free Press*, 17 August 1946.
- J. B. R. Guerrilla — Heroes or Bandits. *Philippines Free Press*, 31 August 1946.
- Modern Bandits and Gangsters in Leyte. *Philippines Free Press*, 7 September 1946.
- Garcia, Sixto. Crime Does Pay. *Philippines Free Press*, 26 October 1946.

インターネット資料

- Asiong Salonga Story. New Philippine Revolution. 25 December 2011. <https://newphilrevolution.blogspot.com/2011/12/manila-kingpin-asiong-salonga-story.html>. 2026 年 2 月 25 日アクセス.
- Supreme Court of the Philippines. G.R.No.40450. https://lawphil.net/judjuris/juri1934/jan1934/gr_40450_1934.html. ティモテオ・エバンヘリスタによる人身保護令請求に関するフィリピン最高裁判所の決定文. 2025 年 12 月 31 日アクセス.

インタビュー

- ロミー・サロンガ（Romy Salonga, ニカシオ・サロンガ Nicasio Salonga の甥）へのインタビュー. 2025 年 3 月 28 日，マニラ市トンドにて. 2025 年当時，88 歳.
- ラフィー・レルマ（Raffy Lerma, 元 Philippine Daily Inquirer 記者）とのインタビュー. 2025 年 8 月 30 日，マニラ首都圏マンダラーヨン市内にて.

テレビ番組

- ナショナルジオグラフィック（CS Channel, National Geographic）制作「ナイトクローラー」（The Nightcrawlers）（2017 年制作）

映画作品

- フィリピン映画 Asiong Salonga: Hari ng Tondo 1950（Solar Film），（George Estrengan Jr. 主演，Armando de Guzman Jr. 監督）（1990 年制作）